

さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する意見を聴取するため、さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産官学金労言士の各分野に属し識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び職務代理者)

第4条 会議に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。